| Apple Payモバイルペイ 改定後   | メント規定(新旧対照表) 改定前  |
|---|---|
| 赤字部分が改定または追加  | 1、削除になった箇所です。   |
| を利用することができます。) については、本規定は適用されず、引き続き会員規約およびその他の付属規定のみが適用されるものとします。   | 、端末を用いずにJCBカード取引システムを利用する場合(利用者は、特に手続きを要することなく、引き続き、指定カードを利用することができます。)については、本規定は適用されず、引き続き会員規約およびその他の付属規定のみが適用されるものとします。   |
| として用いること、およびApple ID紐付け(第10条の2で定義するものをいう。以下同じ。)ができるサービスをいいます。   | くう。)に基づき同社が利用者に提供する、本件モバイル端末を非接触式決済を行うためのデバイスとして用   |
| (4)「Apple ID」とは、利用者がApple社の提供するサービスを利用する際に使用するアカウントをいいます。<br>(5)「本件アプリケーション」とは、本件モバイル端末上で起動し、利用者が本サービスの提供を受けるために必要な、Apple社が利用者に提供するApple Payのためのアプリケーションをいいます。  | -<br>【(4)「本件アプリケーション」とは、本件モバイル端末上で起動し、利用者が本サービスの提供を受けるため<br>に必要な、Apple社が利用者に提供するApple Payのためのアプリケーションをいいます。   |
| (6)「指定カード」とは、利用者がApple Payを用いてJCBカード取引システムを利用した場合に、ショッピング利用代金等を支払うためのカードとして、本契約を申し込む会員が指定したカードをいいます。<br>(7)「本件モバイル端末」とは、第3条第1項の登録を受け、利用者が本サービスの提供を受けるために使用する指定モバイル端末をいいます。  | (5)「指定カード」とは、利用者が本件モバイル端末を用いてJCBカード取引システムを利用した場合に、ショッピング利用代金等を支払うためのカードとして、本契約を申し込む会員が指定したカードをいいま「(6)「本件モバイル端末」とは、利用者が本サービスの提供を受けるために使用する指定モバイル端末をいいます。   |
| (8)「トークン番号」とは、利用者がApple Payを利用して指定カードによるショッピング利用を行う場合、またに金融サービスの提供を受ける場合にのみ使用することが可能な番号であって、指定カードごとに、かつ本作モバイル端末ごとに利用者に発行される番号をいいます。なお、利用者が同一の指定カードを用いてJCI   | (⑦「トークン番号」とは、利用者が本件モバイル端末を利用して指定カードによるショッピング利用を行う場合、または金融サービスの提供を受ける場合にのみ使用することが可能な番号であって、指定カードごとるに、かつ本件モバイル端末ごとに利用者に発行される番号をいいます。なお、利用者が同一の指定カードを用いてJCBカード取引システムを利用する場合であっても、利用者が本契約を新たに締結する都度、また新たな本件モバイル端末を用いる都度、異なるトークン番号が発行されます。 |
| (9)「QUICPay」とは、JCBが単独または当社と共に運営するICチップを用いた非接触式決済システムのサービス名称をいいます。   | (8)「QUICPay」とは、JCBが単独または当社と共に運営するICチップを用いた非接触式決済システムのサービス名称をいいます。   |
| (10)「QUICPay加盟店」とは、QUICPayを決済方法として選択できる加盟店をいいます。 (11)「QUICPayプラス加盟店」とは、QUICPay加盟店のうち、JCB所定の標識を表示している加盟店をいいます。   | ます。   |
| (12)「JCB Contactless」とは、JCBが運営するICチップを用いた非接触式決済システムのサービス名称をいいます。なお、QUICPayとJCB Contactlessは、いずれもJCBが運営する非接触式決済システムですが、通信規格が異なる決済システムです。 (13)「JCB Contactless加盟店」とは、JCB Contactlessを決済方法として選択できる加盟店をいいます。  | 「(11)」JCB Contactless」とは、JCBが運営するICチップを用いた非接触式決済システムのサービス名称をい<br>しいます。なお、QUICPayとJCB Contactlessは、いずれもJCBが運営する非接触式決済システムですが、通信規格が異なる決済システムです。<br>(12)「JCB Contactless加盟店」とは、JCB Contactlessを決済方法として選択できる加盟店をいいます。                     |
| (14)「エクスプレスモード機能」とは、指定カードをApple社所定の手続きにより「エクスプレスカード」として登録することにより、エクスプレスモード対応加盟店において、第10条第6項に定める方法で本サービスを利用することができる機能をいいます。  | (13)「エクスプレスモード機能」とは、指定カードをApple社所定の手続きにより「エクスプレスカード」として<br>引登録することにより、エクスプレスモード対応加盟店において、第10条第5項に定める方法で本サービスを<br>利用することができる機能をいいます。   |
| (15)「エクスプレスモード対応加盟店」とは、JCB Contactless加盟店のうち、エクスプレスモード機能に対応した交通機関をいいます。<br>第3条(契約手続き等)  | した交通機関をいいます。         第3条(契約手続き等)  |
| (条文削除)<br>第4条(トークン番号)   | 2. 家族会員が家族カードについて本サービスを利用するために本会員の代理人として本契約を申し込む場合、家族会員はあらかじめ本会員の同意を取得の上、本契約を申し込むものとします。<br>第4条(トークン番号)   |
| 号が通信されることにより、利用者が指定カードによる決済を選択してショッピング利用等を行ったことが特定されます。ただし、第10条第4項に定めるショッピング利用の場合は、これとは異なるApple社所定の方法により、指定カードによる決済を行うものと特定されます。  | 「スの提供を受ける場合、本件モバイル端末から加盟店等に対して、さらに加盟店等からJCBに対してトークビン番号が通信されることにより、利用者が指定カードによる決済を選択してショッピング利用等を行ったこと、が特定されます。   |
| 第6条 (本件モバイル端末・パスコード等の管理) 2.利用者は、本件アプリケーションに指定カードが登録されている間、本件モバイル端末を第三者(指定ヨバイル端末の売買を行う事業者や保守サービス等を提供する事業者を含むが、これに限られない。)に譲渡、貸与もしくは預託してはならず、また本件モバイル端末を廃棄してはなりません。利用者がこれらの行為をしようとする場合には、必ず、事前に本契約の解約を行い、本件アプリケーションから指定カードの登録を抹消するものとします。  | で保守サービス等を提供する事業者を含むが、これに限られない。)に譲渡、貸与もしくは預託してはならず、また本件モバイル端末を廃棄してはなりません。利用者がこれらの行為をしようとする場合には、必   |
|   | の点も考慮の上、利用者の責任と判断の下、エクスプレスモード機能を利用するか否かを選択するものと<br>します。利用者がエクスプレスモード機能を利用することを選択し、エクスプレスモード対応加盟店におい   |
| 第10条(ショッピング利用)  | 第10条(ショッピング利用)  |
| 4.前項にかかわらず、両社が特に認めた場合には、利用者が加盟店と事前に合意し、Apple社所定の手続きを行うことにより、当該加盟店との継続的取引に基づき当該加盟店に対して継続的に発生する債務について、都度モバイル端末認証を行うことなく、本サービスにより決済することができます。利用者が当該決済方法を選択すると、その後に利用者が本件アプリケーションから指定カードの登録を抹消し、第16条第2項に基づき本契約を中途解約した後も、当該継続的取引に基づき当該加盟店に対して負う債務については、本サービスにより決済されます。この場合、当該加盟店に対する債務に関しては、引き続き本規定が有効に適用され、利用者は会員規約および本規定に基づき、JCBまたは当社に対する支払義務を負うものとします。利用者は、当該加盟店との継続的取引の決済手段として本サービスを利用することを終了したい場合には、利用者の責任において当該加盟店に対して申し出て、当該加盟店との間で当該加盟店所定の手続きを行か、またはApple社所定の手続きを行うものとします。 | 5   |
| 5.第3項にかかわらず、両社が特に認めた場合には、利用者が加盟店と事前に合意し、当該加盟店との則の予約等に際してモバイル端末認証を行って本サービスにより決済することにより、その後に当該予約等に係る取引が成立して当該加盟店に対して発生する債務について、その取引の際に改めてモバイル端末認証を行うことなく、本サービスにより決済することができます。利用者が当該決済方法を選択すると、その役に利用者が本件アプリケーションから指定カードの登録を抹消し、第16条第2項に基づき本契約を中途解終した後も、当該予約等に係る取引が成立して当該加盟店に対して負う債務については、本サービスにより済済されます。この場合、当該加盟店に対する債務に関しては、引き続き本規定が有効に適用され、利用者に会員規約および本規定に基づき、JCBまたは当社に対する支払義務を負うものとします。   |   |
| とを選択した場合には、エクスプレスモード対応加盟店において、都度モバイル端末認証を行うことなく、こ   | 5.第3項にかかわらず、利用者は、Apple社所定の手続きを行うことにより、エクスプレスモード機能を利用<br>もすることを選択した場合には、エクスプレスモード対応加盟店において、都度モバイル端末認証を行うこと<br>なく、また本件モバイル端末のロックを解除することなく、本件モバイル端末をエクスプレスモード対応加盟<br>店に設置された非接触式IC読取機器にかざすだけで、本サービスを利用することができます。                         |
| 7.利用者が、本条に基づき加盟店において、本件モバイル端末を使用して本サービスを利用した場合、利用者は指定カードによりショッピング利用したものとみなされ、指定カードの本会員は、指定カードのその他のカード利用代金と併せて、会員規約に基づき、JCBまたは当社に対して支払いを行うものとします。  | ] 6.利用者が、本条に基づき加盟店において、本件モバイル端末を使用して本サービスを利用した場合、<br>1.利用者は指定カードによりショッピング利用したものとみなされ、指定カードの本会員は、指定カードのそ<br>の他のカード利用代金と併せて、会員規約に基づき、JCBまたは当社に対して支払いを行うものとします。  |
| 8.利用者は、会員規約の定めに基づき、ショッピング利用の制限が課される場合、本サービスの利用もできません。<br>第10条の2(AppleID紐付け)   | 7.利用者は、会員規約の定めに基づき、ショッピング利用の制限が課される場合、本サービスの利用もできません。<br>第10条の2(AppleID紐付け)   |
| 1. 利用者は、Apple社所定の方法により、Apple IDを利用した場合の支払方法として、指定カードが登録されたApple Payを指定すること(以下「Apple ID紐付け」という。)ができます。 利用者がApple IDを利用して汚済を行い、Apple ID紐付けを行ったApple Payによる決済が選択されると、本件モバイル端末を使用したかるかにかかわらず、利用者は本契約に基づき本サービスを利用して決済を行ったこととなります。この場合、自条第7項および第8項が準用されます。  |   |
| 2. Apple ID紐付けを行った利用者がApple IDを利用して決済を行う場合の認証方法は、第6条第3項およて前条にかかわらず、モバイル端末認証ではなく、Apple IDを利用する場合の認証方法となります。Apple II 紐付けを行った利用者は、Apple IDのパスワード等を他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって設定および管理するものとします。本条に基づき本サービスが利用された場合、その利用は利用者本ノによるものと推定します。  |   |

3. 利用者がApple ID紐付けを行った場合、その後に利用者が本件アプリケーションから指定カードの登録を 抹消しても、それに加えて、利用者がApple社所定の方法により、自己の責任でApple ID紐付けを解除しな い限り、引き続き、前二項が有効に適用されます。利用者がApple社所定の方法によるApple ID紐付けの解 除を行わないうちに本条第1項に基づく決済が行われた場合、利用者が第16条第2項に基づき本契約を中 途解約した後の決済であったとしても、引き続き本規定が有効に適用され、利用者は会員規約および本規 定に基づき、JCBまたは当社に対する支払義務を負うものとします。 第11条(支払区分)

1.第10条第1項(ア)および(イ)の加盟店においては、会員規約の定めにかかわらず、利用者が加盟店の店 頭において指定できるショッピング利用代金の支払区分はショッピング1回払いのみとなります。ただし、利用 者は、両社が認めた場合、会員規約(ショッピング利用代金の支払区分)第2項の定めに従い、ショッピングリ ボ払い、ショッピング分割払い、またはショッピングイオキップ払いに指定することができます。

2.第10条第1項(ウ)および(エ)の加盟店においては、会員規約(ショッピング利用代金の支払区分)第1項お よび(利用可能な金額)第5項が適用されます。

3.利用者がApple ID紐付けを解除しな 利用者がApple ID紐付けを解除しな 第11条(支払区分)

第11条(支払区分)

第11条(支払区分)

第14条(支払区分)

第14条(支払区分)

第15項が高用されては、会員規約(ショッピング利用代金の支払区分)第1項お よび(利用可能な金額)第5項が適用されます。